

刑法における因果関係

法学部2年 志方知之

<目次>

I. 問題の所在	IV. 判例における因果関係
II. 基礎となる条件関係およびその修正	V. おわりに
III. 学説の検討	参考文献

I. 問題の所在

実行行為が存在し構成要件の結果が発生したとしても、それが直ちに構成要件に該当するとは限らない。実行行為と現に生じた結果との間に客観的に「原因と結果」と呼べる関係、すなわち、因果関係が必要である。そして、結果の実行行為への客観的帰責（帰属）を論ずるのが刑法上の因果関係論である。

たとえば、殺人罪（刑法199条）においては、実行行為と被害者の死亡の結果との間に因果関係が認められなければ「人を殺した」とはいえず、殺人既遂とすることはできない。さらに、未遂が処罰されていない器物損壊罪（刑法261条）の場合であれば、行為が結果を生じさせない限り、犯罪そのものが成立しない。ここでは、因果関係のあるなしが犯罪の成否に直結することになる。

結果の行為への帰責を論ずる因果関係が構成要件該当性の問題であるとするべき理由は以下のとおりである。①因果関係は生じた結果を行われた外部行為にまで還元させるという意味で「客観的」帰責としての性格を有しており、その点で、行為を行為者の内部的主観にまで還元させる「主観的」帰責

の責任とは異なる。②因果関係は、構成要件論において客観的「帰責」として刑法的評価を伴うから、条件関係が前刑法的な純粹の事実概念として行為論に属するのとも異なる。③因果関係においては、発生した結果が「構成要件的」結果であるといえるために、実行行為と結果との間に必要とされる関係が問われているのであるから、その意味でも構成要件該当性の問題である¹⁾。

それでは、どのような場合に刑法上の因果関係が認められるのであろうか、以下に検討していく。

II. 基礎となる条件関係およびその修正

まず、因果関係があるといえるためには「AがなかったならばBはなかったであろう」という条件関係の公式を前提にすることを要する。刑法上の因果関係も「当該行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろう」という条件関係の存在を必要とする。

たとえば、東京でXがAに向けてピストルを撃ち、同時に大阪でYがBにピストルを撃ち死亡させたとする。Xの行為の評価にあたり、Bの死亡は「無関係」である。しかし、本当に無関係であるかどうかの判定はどこかで行われる必要がある。条件関係の判断は、この意味において関係があるか、それとも無関係であるかどうかを確認するための判断である。条件関係が否定される場合、法的な評価を介さず直ちに結果の帰属を否定することができる。

また、刑法は実行行為を禁止することにより法益との関係での望ましくない結果を防止しようとするのであると考え、²⁾「実行行為をしないことにより当該の結果が回避可能であった」といえなければ、結果を行為に結びつけて処罰を加える事実的前提に欠ける²⁾。

ただし、このような条件関係が必然に刑法上の因果関係の前提となるわけではなく、妥当な因果関係判断を導く上で条件関係が一応の合理性があるというに過ぎない。それ故、形式的にあてはめると不当な結論に至る場合が以下のとおり考えられる。

a) 因果関係の断絶

行為者が被害者に致命的な傷害を与えたとしても、結果が発生する前に、別の原因によって死亡の結果が生じ、行為が結果発生の一条件とならなかったのであれば条件関係は否定される。

たとえば、XがAに致死量の毒を盛ったとする。もし毒が効いて動けなくなったという時に、Yが出てきて、YがAを射殺したという場合ならば、条件関係があるといえる。なぜなら、Xが毒を与えなければ、Aは逃げられただろうし、だつて死んでいなかったであろうといえるからである。しかし、毒が効く前にYがAを射殺した場合には、Xの行為の影響力が及ぶ前にYの行為の影響力が勝ったのであるから、条件関係は認められない。

b) 仮定的付け加えの禁止

1時間後には病気により必ず死亡していたであろう重病患者AをXが毒殺したというときに、「毒を与えなかったとしてもやはり死亡していたはずだから、条件関係は否定される」とはいえない。仮にAが1時間後には必ず死ぬであろうと考えられても、その患者をいま毒殺することは、れっきとした生命侵害である。「条件関係の適用にあたっては、結果を抽象的に『およそ死亡』としてではなく、具体化されたその時点・その場所におけるそのような態様の死亡として把握しなければならない³⁾。」

つまり、因果関係の判断にとっては、現実に行われたことが問題であって、その行為が現実に行われなかったとしても、それ以外に行われたであろうと仮定される事情を付け加えて判断してはならない。

さらには、結果を「Aの死」というように抽象化してしまうと、Xの行為をとりのぞいても、結果は発生することになり、Xの行為は結果に対し条件関係がないことになる。しかし、「結果の抽象化を極端まで押し進めれば、すべての人は死すべきものであるから、どのような殺人行為も結果に対し条件関係がない、という非常識な結論を招く⁴⁾。」

c) 重疊的因果関係

Xが致死量の50%の毒を、その後Yも致死量50%の毒を、Aのコーヒー

カップに入れた場合である。それぞれ単独でAは死亡しないが、たまたま因果関係が重なったために、Aが死亡する。

X・Yいずれの行為もAの死に実際に寄与していることは明らかで双方につき条件関係が認められる。ただし、後述する相当因果関係はないと考えられる場合が多い。

d) 択一的競合

XがAのコーヒークップに、致死量の毒を盛った後にYがやってきて、また致死量の毒を盛った。そして、それを飲んだAが死亡したという場合である。このとき、X単独の場合、あるいはY単独の場合でもAは死亡する、すなわち、結果は変わらない。したがって、XなくともAは死亡しているし、YなくともAは死亡しているので、条件関係は認められないことになる。よって、X・Yは殺人未遂にしかならない。通説は、この結論は妥当でないとして、単独でも死亡原因たり得るものが2つ以上あった場合で、両方とも取り去ると結果がなくなる場合には、そのいずれもが結果の原因であるとして、条件公式を修正する。しかし、X・Yに共犯関係がない場合に、両方の行為をともに取り去っていいのかということは「結果が不当だからだ」という理由しかない。

一方、Xの行為がなかったならばそうであろうか、ということを考えているはずなのに、そこに当然のごとくYの行為があるからという論理を持ち込むのがおかしいとも考えられる⁵⁾。それでは、Xの行為自体について考察しているとはいえないのである。

結果の具体的把握を徹底すれば、条件関係の公式を変更しなくても妥当な結論を得ることができるとする見解も有力である。すなわち、X・Yが競合してAに毒を与えた場合には、XないしYのどちらか一方だけが与えた場合と比べて、具体的結果の態様が異なるはずである（例えば、死亡時期が早まるといったかたちで）。そうすれば、その「具体的結果」に対し、X・Yいずれかの行為も、条件関係を持つと解することに別に支障はない⁶⁾。しかし、択一的競合の問題は、もしどちらの条件も同じであった場合にどうなるかということなので、たとえ實際上、条件が同じになることはありえないのであっても

解決にはならない。

e) 合法的条件関係

上記のような、条件関係の公式をそのまま適用すると生じる不都合を解消するために、行為と結果とが、自然法則や蓋然性法則により結合しているといえるとき、つまり、「AあればBあり」のとき、この事実的結合関係（合法的条件関係）を刑法上の因果関係とする見解も少数ながら有力に主張されている。しかし、この説も、「蓋然性法則という名目において、因果関係の通常性を問題とするかぎり、相当因果関係説の思想を取り込んでいるのである⁷⁾。」

Ⅲ. 学説の検討

a) 条件説

条件関係があれば刑法上の因果関係を認めるのが条件説である。ただし、条件関係を厳密にたどっていくと、因果関係は、論理的には無限に広がっていく可能性もある。たとえば、XがAに1週間の傷害を負わせたところ、救急車の事故で被害者が死亡した場合（救急車事例）、条件説によれば、Xは傷害致死罪となる。これに対し、条件説は「故意・過失により犯罪の成立範囲が限定されるから問題はない。」と反論する。

ところが、Xは飛行機が墜落してAが死ぬことを欲して、Aに飛行機に搭乗させたところその飛行機が実際に墜落してAが死亡したというように、行為者が行為後の異常な事態を認識・意識していた場合、故意の阻却は認められず、因果関係に従うと、Xに殺人既遂の罪責を負わせることになって妥当でない⁸⁾。

しかし、このような行為は殺人罪の実行行為性を欠くため、条件関係を論ずることは無意味である。刑法上の因果関係は実行行為を起点とすること、すなわち、実行行為と結果との間の問題である。さらに、飛行機に搭乗させる行為は殺人罪の実行行為に当たらないため、因果関係は問題とならない⁹⁾。

けれども、因果関係における客観的限定を認めず、それを責任によってのみ限定しようとする方向は、犯罪論における責任の役割が大きくなりすぎる

のではないか¹⁰⁾。

上記の救急車事例に対しては、因果の過程で自然的事実や他人の故意ある行為が介入した場合には因果関係が中断されるとする因果関係中断論が主張された。

しかし、刑法における因果関係は、元来存在するかしないかのいずれかでなければならず、いったん存在した因果関係が、その進行の途中で中断すると解することは論理的に不可能であることなどの理由から、中断論は今日では支持者を失っている。

ただし、学説ではすでに少数説になっているが、わが国の判例はいまだ基本的にこの条件説にしたがっているという評価もなされている。→後述判例IV-①

b) 原因説

結果に対する諸条件の中から、何らかの基準で原因を選び出し、それと結果との間に刑法上の因果関係を認めようとしたのが、原因説である。

原因説においては、何が「原因」なのかを決める基準が問題となる。その基準に関しては種々の見解が主張されたが諸条件の中から原因を区別し、1つの条件のみを摘出してこれを原因とすることは極めて困難であるために、原因説は過去の学説となっている。

c) 相当因果関係説

通説は、相当因果関係説をとり、条件関係の存在を前提として、社会生活上の経験に照らして、その行為からその結果が発生することが相当である時に限って刑法上の因果関係を認める。いいかえれば、「結果に至る因果の流れが行為の時点からみて経験上予測しうるようなものであるとき因果関係を肯定し、逆に、およそ偶然的で稀有・異常な事情のせいで結果が発生したときには因果関係を否定する¹¹⁾。」→後述判例IV-②

では、どのような場合に行為と結果の間に相当性が「ある」あるいは「ない」と判断されるのであろうか。この「相当性の程度」について、かつて「最高度の蓋然性」を必要とする見解が主張されていたが、現在ではかなりゆる

やかに解するのが一般である。すなわち、「ある程度の可能性」、「異常でない」という程度で足りるとされる。

相当因果関係説は、その相当性の有無を判断する基礎（判断基底）としていかなる事情を考慮すべきかで、3つの説に分かれている。

i - 主観説

主観説は、行為者が行為の当時に認識した事情、及び認識しえた事情を基礎とする。

しかし、行為者が認識しえなかった事情は、たとえ一般人には認識しえたとしても相当性判断の基礎から除かれてしまうので因果関係が認められる範囲が狭くなりすぎる。

また、因果関係の判断に行為者の主観を介入させた点が「客観的帰責」としての因果関係の客観的性格に反するのではないかという原則的な批判も提起される。

ii - 客観説

客観説は、裁判の時点に立って、行為当時に客観的に存在したすべての事情および行為後に生じた事情のうち客観的に予見可能であった事情を判断の基礎とする。

「因果関係を客観的に純化し、条件関係がある場合に、客観的に存在した事情を基礎として、行為と結果とのつながりが、極めて異常であることが常識的に明白である場合のみ、相当因果関係を否定しうるのである¹²⁾。」

この説は、行為者に認識不能な場合にまで因果関係を認めるのは不当ではないかと批判される。さらに、行為当時に存在したすべての事情を基礎とすると、因果関係の認められる範囲が広くなりすぎるため、条件説と同じところに帰結してしまう。

また、行為当時に存在した事情と行為後に生じた事情を区別することに根拠を見出せない。たとえば、前述の救急車事例において、救急車が橋を渡る途中で橋が崩壊して被害者が死亡した場合に、橋が崩壊したということは行為後に生じた事情であるが、橋が老朽化して救急車が通れば崩壊するという

ことは明らかに行為時に存在した事情である。

さらには、行為時には判明していなかった科学法則が、裁判時には解明されているということもある。たとえば、事故当時は、「ハイドロ・プレーニング現象¹³⁾」が生じることは知られていなかったが、裁判時にはそれが明らかになっていったという場合である。この場合に「行為時には危険でなかったが裁判時に危険であった」というのもまた、非常識な表現であろう。「行為時にも危険であったが、それは誰にもわからなかった」というほうが正しい。ゆえに、行為時に行為者の主観を判断基底に取り込まざるをえないのである¹⁴⁾。

これらの批判に対して、行為の因果性判断は、事後的な客観的判断でなければならず、実行行為の持つ危険性を問題とすると、結果発生の可能性に現実に影響した行為当時の事情はすべて判断基底として考慮されなければならないが、客観説も、画定した判断基底に基づいて実行行為と結果との間の相当性判断を行うことによって条件関係に絞りをかけており、やはり条件説とは異なっているのである¹⁵⁾、と客観説は主張している。

iii - 折衷説

折衷説は、行為の時点に立って、一般人が認識しえた一般的な事情および行為者が特に認識していた特別の事情を基礎とする。

「日常生活経験上通常とは言えない経過、あるいは、異常な経過を辿って発生した結果は、法的に取り上げるに足りる重要性を欠き、それを行為に帰属させて処罰を可能化しても過酷なだけである¹⁶⁾」、というのが原初的な根拠づけであると考えられる。

行為者が認識しておらず、一般人にすら予見不可能な事情から結果が発生した場合、これは回避不可能な結果であるから、そのような結果の惹起を、法が禁止していると考えすることはできないとするのを根拠であるとも考えられる¹⁷⁾。

しかし、「知らなかったから因果関係がないというのは、目をつぶれば世界はなくなるというのに似ている¹⁸⁾。」たとえば、XはAが血友病¹⁹⁾であることを知っており、Yは知らなかった場合に、XはAを殺す意思でYを教唆してAを傷

害させ、Aは死亡したとする。相当因果関係折衷説によれば、Yの行為とAの死の間には因果関係はないが、Xの行為とAの死との間には因果関係があることになる。因果関係が人によってあったりなかったりするの奇妙だといわなければならない²⁰⁾。

けれども、被害者が血友病の患者であることを一般人が知り得ない状況のもとで、血友病であることを知らないで被害者に傷害を与えた者にとっては、被害者の死亡は偶然の結果であり、血友病であることを知りながら傷害を教唆した者にとっては、被害者の死亡は偶然の結果ではないから、死亡の結果を、前者の行為には帰属させず、後者の行為に帰属させることは、妥当な結論といえよう²¹⁾。

一定の割合で特異体質者がいることや一定の確率で交通事故が発生することはよく知られた日常経験だから、これを判断基底に加えれば、Xが単にAに傷害を与えることも、Aの死の発生に不相当または不相当な条件とはいえないのではないか、という批判がある。しかし、その割合や確率が極めて低ければ、やはりXの傷害行為が、Aの特異体質や救急車の事故を経由してAの死に至る一般可能性は否定されるべきである。もっとも、例えば、老人は持病があったり体力が弱っていたりするのが普通であるから、こうした知識を相当性判断の基準のなかに組み入れるのは妥当であろう²²⁾。

d) 客観的帰属論

客観的帰属論は、まず、結果との間に条件関係のある行為が法的に許されない危険を生み出し（危険の創出）、次いで、その危険が構成要件に該当する結果を実現した場合に（危険の実現）、結果の客観的帰属が認められる、とする。例えば、Xは、Aを刺殺しようとして重傷を負わせたが、Aが入院した病院が火事で死亡した場合、Xの「危険の創出」は存在する。しかし、その危険は、Aの死亡結果に実現しておらず「危険の実現」を欠くので、客観的帰属は否定される²³⁾。

相当因果関係が、本来、発生した結果を当該行為に客観的に帰属させることが妥当かどうかの判断の問題であり、客観的帰属論が、相当性判断の明確

化のために、一般抽象的な相当因果関係の判断枠組みに個別具体的な判断基準を提供するかぎりでは、その理論的価値は十分考慮に値するものといえる。ただ、相当因果関係論が予見可能性・相当性という評価的側面を有しつつも、なお事實的・存在論的性格を維持しているのに対し、客観的帰属論は、行為規範に違反して許されない危険が創出されたかどうかを問題とし、また、危険の実現判断において規範の保護目的をも考慮するなど、規範的・価値論的色彩の濃い理論という基本的相違も見受けられる²⁴⁾。

この理論の中核は、許されない危険の創出とその結果へ危険の実現であるが、「帰属限定の外枠とされる『危険の実現』は、相当因果関係説のいう『相当性』と実質的には違いがないと考えられ、その意味では、相当因果関係論とは別に、客観的帰属論を主張する具体的実益に乏しいともみられる²⁵⁾。」

e) 相当因果関係説の危機

相当因果関係説は、行為後に介在した特殊事情については、行為時を基準とした一定の予見可能性を基に、その特殊事情を判断基底に入れるかどうかを決定し、それに基づき相当性を判断することになる。これによると、予見可能性が相当性判断の実質的基準になることになり、介在事情の具体的影響力（寄与度）という観点から検討が十分になされないという不都合が生じる。

さらには、結果に対する実行行為の寄与度が極めて大きいのに、介在事情が異常である場合の判断に窮するという批判がなされている²⁶⁾。

客観説においては、行為と結果の間に相当因果関係があるといえるためには、①行為自体と、②行為から結果に至る因果経過の双方について相当性が認められなければならない、とする。すなわち、①行為の相当性は、行為の結果に対する危険性の判断により確認され（広義の相当性）、②因果経過の相当性は行為の危険性が具体的な因果経過を通じて結果へ実現したといえるかどうかの危険の実現の判断による（狭義の相当性）。行為当時に存在した事情のみを考慮すれば足りる事例においては、行為の相当性判断だけで相当因果関係を認定できるが、行為後に他の事情が介入し、それが因果の流れに影響を及ぼした事例については、因果関係の確定にあたって因果経過の相当性を

も判断することが不可欠である²⁷⁾。

つまり、行為後に発生した事情は相当性判断の基礎からはずし、その経過一コマ一コマを検討し、その全体が経験上通常のものといえるかどうかによって相当因果関係の存否を判断すべきであるというのである。しかし、このように行為後の事情を別個に取り上げ、介在事情についての因果的経過を問題とするときは、その間の因果経過は、前後緊密に結びついているのが一般であるから、余程異常な事態の介入する例外的場合でない限り、相当性があると判断されることになろう。だが、それでは事実上、条件説と同様の結論にいたるのではなかろうか²⁸⁾。

折衷説では、実行行為の後に、特殊の事情が介入して結果の発生に影響を与えた場合についても、それが実行行為の際、一般人に予見しえたものである限り相当因果関係の有無の判断にあたって考慮するのであるから、ことさら狭義の相当性の観念を用いるまでもなく、實際上、不都合のない結論を導きうるものといえよう²⁹⁾。

介在事情が一般人に予測される、通常ありうるものである場合には、結果を発生させる危険性の程度が重要である。すなわち、介在事情のもつ危険性の程度が軽微であって行為者の実行行為のもつ危険性に影響を与えるとは見られないときは、実行行為と構成要件の結果との間に相当因果関係を肯定することができるであろう。これに対して、介在事情のもつ危険性の程度が重大であり、行為者の実行行為の危険性を抑制して、介在事情が構成要件の結果を発生させたと判断しうるときは、実行行為と構成要件の結果との間の相当因果関係は否定されるべきである³⁰⁾。→後述判例Ⅳ－③

f) 遡及禁止論

遡及禁止論とは、「行為者の行為後に第三者、被害者ないし行為者自身の有責な故意行為が介在して結果が発生した場合は、当該結果は介在者の行為に帰属し、それ以上に結果を第一行為者の行為にまで遡及して帰属させることが禁止される、という考え方をいう³¹⁾。」

ただし、「他人の行為が結果との間に介在するにせよ、行為者の行為の結果

惹起に対する物理的寄与が直接的で、重大であり、介在する他人の行為の物理的寄与が小さい場合には、介在する他人の答責性（自律性）によって行為者の結果惹起支配は排除されない³²⁾」と解する。

しかし、物理的寄与の程度によっては遡及できると述べていると考えると妥当ではない。

IV. 判例における因果関係

わが国の判例は、因果関係の問題について、基本的に「条件説」の立場をとるものと理解されてきたが、すでに大審院時代から、相当因果関係説を思わせるような表現を含む判例もかなり存在し、最高裁判所の判例には、明らかに相当説の立場をとると見られるものも現われていた。しかし、最近ではむしろ、相当性の基準よりも危険の実現化という客観的帰属論のような表現を用いる判例が現れ、その評価が動揺しているのが現状である³³⁾。

①因果関係の判断基底についての判例（最判昭46・6・17刑集25巻4号567頁）

概要被告人が、強盗の目的で被害者A女の胸ぐらをつかんで仰向けに押し倒し、左手でその頸部を締め付け、右手で大声を上げるA女の口を抑え、さらにA女の顔に夏布団をかぶせるなどの暴行に及んだところ、被害者が極めて軽微な外因によってもショック死するほどの心臓疾患を有していたため、その暴行の最中に急性心臓死したという強盗致死事件である。

要旨「致死の原因たる暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に高度の病変があったため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であっても、右暴行による致死の罪の成立を妨げないと解すべきことは所論引用の当裁判所判例……の示すところであるから、たとい、原判示のように、被告人の本件暴行が、被害者の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかったならば致死の結果を生じなかったであろうと認められ、しかも、被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することも

できなかったものとしても、その暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上、その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める余地があるといわなければならない。」

評価行為時に一般人の気づき難い特殊事情が存在しても結果を帰責させているため、相当性は判断されていない。よって、条件説を採用したと考えられる。

②米兵ひき逃げ事件（最決昭42・10・24刑集21巻8号1116頁）

概要行為者が自動車を運転中、過失により被害者に衝突し自車の屋根の上にはね上げ、そのまま数キロメートル進行した後、助手席の同乗者が屋根からぶら下がっている被害者に気づき、窓から手を出してこれを道路上に引きずりおろし、被害者は死亡したが、死因は衝突によるものか転落によるものか判別しえなかった。

要旨「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがときどきは、経験上、普通、予想しえるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであって、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない。」

評価最高裁が「経験則上予測しえられる」という、相当説の表現を用いて因果関係を明確に否定したという意味では大きかったが、その後、この趣旨を踏襲する判例は現れていない。

③大阪南港事件（最決平2・11・20刑集44巻8号837頁）

概要被告人は、午後8時頃から午後9時頃までの間、飯場において、洗面器の底や皮バンドで被害者の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、被害者の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせたとうえで、右現場から離れ

た資材置場まで自動車で運搬し、午後10時40分頃同所に放置して立ち去ったところ、右資材置場においてうつ伏せの状態であっていた被害者は、その生存中、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものだった。

要旨「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。」

評価行為後に第三者の行為が介在した場合の事例であるが、実行行為と結果との間に相当性を認め、異常な介在事情を犯人の行為と被害者の死亡のとの因果関係にとって重要でないと考えている。ただし、事例によって判断は異なる。

V. おわりに

犯罪論においては、客観的帰責が認められれば、責任が肯定されるわけではなく、さらに行為者がその結果について主観的な故意・過失を有していたことを要する。刑法における因果関係とは、発生した構成要件の結果が行為者の行為に「客観的」に帰属できるかどうかを判断するものである。結果が行為者に「主観的」に帰属できるかどうかは責任判断である。

つまり、因果関係論は、行為者に非難されるべき点があるかどうか、その行為がいいか悪いか、という点を抜きにしている。つまり、行為者の行為の結果発生が客観的に行為者の行為に結び付けられるかどうかを、議論するものなのである³⁴⁾。

因果関係についてのどの説を採用するかという問題に対しては、視点を移せば、どのような犯罪論体系をとるか、故意を体系上どこにおくか、といった問題に重要な関わりをもつものである。構成要件的故意の存在を認める立

場に立てば、構成要件該当事実についての表象・認容（行為者が特に知っていたこと）が因果関係の存否の際に同時に考慮されることになるのであるから必然的に折衷説になる。これに対して、構成要件の故意の存在を認めない立場に立てば、因果関係存否の判断の際に主観的要素が欠けるのであるから、客観説になる³⁵⁾。

実行行為を客観と主観の総合として理解すると、構成要件もまた主観的要素を包含しているのであるから、行為者の認識・予見という主観的事情が行為の範囲の確定に影響を及ぼすのであり³⁶⁾、構成要件段階で主観を全く無視することはできないと考える。したがって、行為当時に行為者が認識した特別の事情をも判断の基礎とする折衷説が妥当である。

「客観的な条件関係によって外枠を画したとしても、主観的要素を導入して因果関係の存否を判断する以上、因果関係を主観化・規範化することになり、因果関係と責任を混同しているとの批判を回避することは困難である³⁷⁾」、と折衷説は批判される。

しかしながら、行為者の認識は、その認識した事情から結果発生が可能か否かを判断する限りで考慮されるにとどまり、それ自体故意ではなく、主観的帰責の要素を因果関係論に導入することにはならない³⁸⁾。

相当因果関係説の狙いは、条件関係が認められる結果のうち、異常で偶然的な結果を排除することにあるので、行為者が認識・予見している特別な事情があれば、行為者はそれを支配できるのであるから、そうした支配可能性という観点からみると、行為者が特に認識・予見していた一般人の認識または予見しうる事情を判断基底に取り入れるのは不当ではない³⁹⁾。

客観説のように、行為の時点に行為者の立場に置かれた一般人におよそ予測できないような出来事の発生を理由にしてより重い違法評価を下すことは、規範を手段としての法益の保護という刑法の目的・機能に照らして合理性を欠く⁴⁰⁾。

人間は、行為時に認識しえた事情を基に行動を起こすのであって、行為時に一般人ですら認識できなかった事情を事後に、不当であるとして処罰を与

えることは、刑法の人権保障機能から考えても妥当ではないのである。

以上のことから、私は相当因果関係説の折衷説が妥当であると考ええる。

註

- 1) 曾根[12] 69 ページ参照。
- 2) 井田[4] 117 ページ参照。
- 3) 同上 117 ページ。
- 4) 阿部[2] 82 ページ。
- 5) 船山[19] 88 ページ参照。
- 6) 阿部[2] 84 ページ参照。
- 7) 西田[16] 101 ページ。
- 8) 曾根[12] 71 ページ。
- 9) 岡野[8] 65 ページ以下参照。
- 10) 責任の役割が大きくなると、行為者の主観によって犯罪の成立を決することが進められ、終末的には人間の主観を罰することになりかねない。
- 11) 井田[4] 125 ページ。
- 12) 板倉[3] 117 ページ。
- 13) 自動車などが水の溜まった路面などを走行中に、タイヤと路面の間に水が入り込み、車が水の上を滑るようになりハンドルやブレーキが利かなくなる現象。
- 14) 松宮[23] 75 ページ参照。
- 15) 曾根[12] 74 ページ参照。
- 16) 伊東[5] 76 ページ。
- 17) 阿部[2] 89 ページ参照。
- 18) 平野[17] 141 ページ。
- 19) 凝固反応と呼ばれる血が固まる過程が遅くなり、一般人よりも出血時の危険性が大きくなる病気。場合によっては死亡に至る。
- 20) 平野[17] 141 ページ参照。
- 21) 福田[18] 106 ページ参照。
- 22) 阿部[2] 88 ページ参照。
- 23) 山中[28] 291 ページ参照。
- 24) 曾根[12] 78 ページ以下参照。
- 25) 板倉[3] 118 ページ。

- 26) 西田[16] 107 ページ参照。
- 27) 曾根[12] 72 ページ参照。
- 28) 大塚[12] 230 ページ参照。
- 29) 同上 231 ページ参照。
- 30) 同上 239 ページ参照。
- 31) 曾根[12] 79 ページ。
- 32) 山口[24] 69 ページ。
- 33) 中山[15] 86 ページ参照。
- 34) 川端[8] 73 ページ参照。
- 35) 立石[13] 71 ページ参照。
- 36) 小松[10] 81 ページ参照。
- 37) 岡野[8] 57 ページ。
- 38) 阿部[2] 89 ページ参照。
- 39) 大谷[6] 219 ページ参照。
- 40) 井田[26] 57 ページ。

参考文献

- [1] 浅田和茂, 『刑法総論』補正版, 成文堂, 2007 年。
- [2] 阿部純二, 『刑法総論』, 日本評論社, 1997 年。
- [3] 板倉宏, 『刑法総論』補訂版, 勁草書房, 2007 年。
- [4] 井田良, 『講義刑法学・総論』, 有斐閣, 2008 年。
- [5] 伊東研祐, 『刑法講義総論』, 日本評論社, 2010 年。
- [6] 大谷實, 『刑法講義総論』新版第 3 版, 成文堂, 2009 年。
- [7] 大塚仁, 『刑法概説(総論)』第 4 版, 有斐閣, 2008 年。
- [8] 岡野光雄, 『刑法要説総論』, 成文堂, 2001 年。
- [9] 川端博, 『レクチャー刑法総論』第 2 版, 法学書院, 2011 年。
- [10] 小松進, 『刑法総論』, 不磨書房, 2003 年。
- [11] 齊藤信治, 『刑法総論』第 6 版, 有斐閣, 2008 年。
- [12] 曾根威彦, 『刑法総論』第 4 版, 弘文堂, 2008 年。
- [13] 立石二六, 『刑法総論』第 3 版, 成文堂, 2008 年。
- [14] 内藤謙, 『刑法講義総論(上)』, 有斐閣, 2001 年。
- [15] 中山研一, 『新版口述刑法総論』補訂 2 版, 成文堂, 2007 年。
- [16] 西田典之, 『刑法総論』第 2 版, 弘文堂, 2010 年。

- [17] 平野龍一, 『刑法総論 1』, 有斐閣, 1972 年。
- [18] 福田平, 『刑法総論』 第 4 版, 有斐閣, 2004 年。
- [19] 船山泰範, 『ホーンブック新刑法総論』 改訂版, 北樹出版, 2010 年。
- [20] 堀内捷三, 『刑法総論』 第 2 版, 有斐閣, 2004 年。
- [21] 前田雅英, 『刑法総論講義』 第 5 版, 東京大学出版会, 2011 年。
- [22] 町野朔, 『刑法総論講義案 I』 第 2 版, 信山社, 1998 年。
- [23] 松宮孝明, 『刑法総論講義』 第 3 版, 成文堂, 2007 年。
- [24] 山口厚, 『刑法総論』 第 2 版, 有斐閣, 2007 年。
- [25] 山中敬一, 『刑法総論 I』, 成文堂, 2008 年。
- [26] 井田良, 『刑法総論の理論構造』, 成文堂, 2005 年。
- [27] 大谷實, 『新版刑法総論の重要問題』, 立花書房, 1994 年。
- [28] 山中敬一, 『刑法における因果関係と帰属』, 成文堂, 1982 年。